**平成２４年（フ）第１４８２号**
愛知県東海市名和町北三ケ月20番地　第２ときわパレス206号
債務者　アハマダ　ナセルこと　ＡＨＭＡＤ　ＮＡＳＩＲ
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１４７号**
愛知県安城市池浦町小山西69番地６　メゾンふじ106
債務者　森　　智恵
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３４０号**
愛知県刈谷市板倉町１丁目14番地１　ひまわりハイツ102号、前住所愛知県安城市相生町16番21号　藤和シティーコープ安城相生101
債務者　モラトレ　エジミルド
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２７９号**
高知市升形７番15号
債務者　矢野由紀子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３３６号**
沖縄県那覇市赤嶺２丁目４番地９　シャトレｙｏｕⅡ302
債務者　玉城　仁秀
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第３６４号**
沖縄県浦添市当山２丁目26番３―302号　プリメーラＣ－２
債務者　米城　　瞳
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１２０３号**
札幌市清田区清田２条１丁目15番１号　ホワイトピア清田401号
債務者　花山　　貴
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６３１号**
札幌市中央区南５条東１丁目５番地１　エシール南５条601号
債務者　加賀谷慎吾
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６８７号**
札幌市白石区本通１丁目南２番20―501号
債務者　松倉　安子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７０１号**
札幌市西区八軒５条西10丁目１番41―713号
債務者　西山　美明
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７０４号**
札幌市南区澄川３条２丁目１番３―207号
債務者　堀田　陽子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７５３号**
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番80―201号
債務者　佐々木あゆみ
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７６０号**
札幌市東区北23条東13丁目１番５号　レジスタＮ23―105号
債務者　杉山　尚子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７８８号**
札幌市西区西野８条２丁目10番22号
債務者　久保　広子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７９１号**
札幌市厚別区厚別東１条２丁目３番18号　ふじいハイツ105号
債務者　石井　直人
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８２４号**
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番16―205号
債務者　小林美智年
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８３２号**
札幌市豊平区豊平２条２丁目２番８―504号
債務者　竹中　美子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部